

火災警報器は もう取り付けました か??



ウ~カンカンカン
火事です! 火事です!
す!

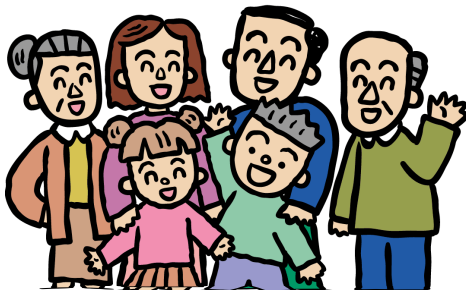


消防法が改正されました!

- ・総務省 消防庁は、火災警報器の設置が火災の死者低減に有効であることから、高齢者への設置促進等、様々な施策を示してきましたが、この度、平成16年6月に消防法 第九条の二を改正し、**新規及び既存住宅の煙式住宅用火災警報器の設置及び維持を全国一律に義務付け**ました。
- ・これを受けて全国の各市町村は改正消防法の施行日である平成18年6月までに火災予防条例を改正し、**住宅への火災警報器の設置義務が平成23年5月31日までと定められました。**



~ ご家族皆さんの安心のために火災警報器を設置しましょう ~
須賀川瓦斯(株)にお任せください!



須賀川瓦斯(株)は、お客様の初期負担と維持管理を軽減する「リース契約」をオススメしています!

・一戸建住宅にお住まいのお客様や、集合住宅のオーナー様または管理を担当されているお客様におかれましては、

割安な月々210円の「リース契約」

により初期負担と維持管理を軽減できます。

安心の5年保証であなたの大切な家族と財産を守ります!

お問い合わせは

須賀川瓦斯株式会社

TEL 0248-75-2188